

審查基準整理票

処分名	一般廃棄物処分業の許可		
根拠法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	（条項）第7条第6項	
基準法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	（条項）第7条第10項 第2条の4	
所管部署	環境部 廃棄物減量推進課		
標準処理期間	50 日	法定処理期間	— 日
【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 ☐全部記載 ☒一部・項目のみ記載 次の各号のいずれかにも該当すること。 (1) 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。 (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の2各号に定める基準に適合するものであること。 (4) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。			

【根拠法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理業)

第七条

- 6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。
- 7 前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 8 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 9 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

【基準法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理業)

第七条第10項

市町村長は、第六項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。
- 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 四 申請者が第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

第七条第11項

第一項又は第六項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(一般廃棄物処分業の許可の基準)

第二条の四 法第七条第十項第三号（法第七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 処分（埋立処分を除く。以下この号において同じ。）を業として行う場合
- イ 施設に係る基準

(1) 浄化槽(浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽(同法第三条の二第二項又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成十二年法律第百六号)附則第二条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。)をいう。以下同じ。)に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設(浄化槽を除く。第十三条第五号を除き以下同じ。)、焼却施設その他の処理施設を有すること。

(2) その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。

(3) 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

ロ 申請者の能力に係る基準

(1) 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(2) 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

二 埋立処分を業として行う場合

イ 施設に係る基準

(1) 埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。

(2) 削除

ロ 申請者の能力に係る基準

(1) 一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(2) 一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。